

第六十一回 参議院農林水産委員会會議録第十八号

昭和四十四年五月二十日(火曜日)

午前十時四十六分開会

委員の異動

五月十六日

辞任

小林 国司君

補欠選任

小枝 一雄君

五月二十日

辞任

國田 清充君

補欠選任

小林 国司君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

任田 新治君

高橋雄之助君

宮崎 正雄君

達田 龍彦君

矢山 有作君

委員

河口 陽一君

久次米健太郎君

小枝 一雄君

小林 国司君

櫻井 志郎君

田口長治郎君

和田 鶴一君

足鹿 覺君

杉原 一雄君

武内 五郎君

中村 波男君

沢田 実君

向井 長年君

河田 賢治君

政府委員

農林省農政局長

池田 俊也君

事務局側

常任委員会専門員

宮出 秀雄君

説明員

建設省都市局参事官

山下 武君

本日の会議に付した案件

○農業振興地域の整備に関する法律案(第五十八回国会内閣提出、第六十一回国会衆議院送付)

○委員長(任田新治君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十六日、小林国司君が委員を辞任され、その補欠として小枝一雄君が選任されました。

○委員長(任田新治君) 農業振興地域の整備に関する法律案を議題といたします。

政府当局から提出されました関係資料について説明を聴取いたします。山下参事官。

○説明員(山下武君) 先般資料の提出要求がございましたので、お手元に差し出させていただきました資料を、ごらんいただいて、これについて御説明を申し上げたいと思います。

この前ちょっと申し上げておきましたんですが、「新都市計画法の施行について」というこの案は、去る二月の十九日に都道府県の都市計画主管課長会議の際に検討する事項としてまとめた資料でございまして、その際新しい都市計画法の施行にあたりましてのいろいろの不明確な点、あるいは疑問の点等をまとめた上で、そうして法律の施行の準備を進めてもらうための検討資料でございます。

まず、この目次のところをお聞きいただきますと、第一番目に「都市計画区域」、新しい都市計

画における都市計画区域の扱い方。

それから第二番目に「都市計画の調査」で、都市計画法の第六条で五年ごとに基本的な調査をするという規定がございまして、こういった調査についての基本的な考え方をどういうふうにするべきかというような内容を第二番目に示しております。

それから第三番目に「市街化区域・市街化調整区域の設定」ということでありますが、これは新しい都市計画法によりまして、

〔委員長退席、理事宮崎正雄君着席〕

附則第三項によりまして都市計画につきましては市街化区域と市街化調整区域を分けて、そうして市街化区域につきましてはこれから十年間に市街化をはかるべき区域とし、市街化調整区域についてはこの十年間にはその整備を抑え、むしろ抑制する地域として区域を設定していく、こういうことによりまして市街化区域内における市街化の秩序ある発展をはかっていく、それから市街化調整区域についてはできるだけ開発等を抑制して、そうして無秩序な市街化をしないようにしたいというよりよい内容の説明をさせていただきます。

第四番目に「都市計画の決定の手続と具体的進め方」、これは新しい都市計画法の計画の決定のしかたにつきましていろいろ注意をしておかなければならぬ問題がたくさんございまして、その具体的な手続、具体的な進め方等についての説明をしたものでございまして、

それから五番目のところでは「都市計画制限」、これは新しい都市計画の内容といたしまして、特に一章を設けて、都市計画の区域内において一定の制限を課して、そしてあるものにつきましては都道府県知事の承認を受けなければならぬという

ような内容の行為制限をしたものがかなり多くございまして、こういった内容について説明したものであります。

それから第六番目の「市街化区域の整備の具体的方針」、これは、特に市街化区域となりますと、これから十年間計画的に市街化をはかっていかなければならぬということでございますので、かなり積極的にこの整備をしていかなければならぬというたてまえもございまして、そのためには具体的にどういう考え方でいけばよろしいかというようなことを説明しておいてございまして、

それから第七番目として「税制上の措置」、特に都市計画の推進上におきまして税制というものの役割りがかなり高い地位にございまして、こういった税制上の措置はどういうような状況になつておるか、こういった点を加味して都市計画の執行について遺憾のないようにしておいてほしいというような内容のものでございまして、

そこで、特に一ページから重点的に御説明しなければならぬところを拾いながら御説明させていただきます。

第一ページのところは「都市計画区域」というところをございまして、これは都市計画法の五条によりまして、一体としての都市を形成する区域を都市計画の区域として定めるところになつておりました。具体的な区域の定め方を書いておいてございまして、それから中ほどからちょっとあとの三分の二ばかりいたつたところで(3)というところがございまして、「附則第三項の都市計画区域における都市計画区域の定め方」というところがございまして、これは先般、大事なところでございまして、抜かしまして御提出をいたしておりました資料でございまして、それから二ページのほうのちょうどまん中の(2)というところの前までが、この前お出ししました資料でございまして、ここまでは省略させていただきます。

それから(2)のところでは、これは「都市計画区域は二以上都府県にまたがらないことを原則とし

で、次のように定める。」ということ、今回の都市計画の区域につきましては、同一市町村という場合はごくまれでございまして、二カ町村とか三カ町村、場合によっては五カ町村ぐらいが一つのグループになりまして都市計画区域を定めなければならぬ、こういうような場合も出てまいりますので、特にそういう二つ以上の都道府県にまたがらないことを原則としてというように、県境にまたがるような場合には、いろいろこれはうまくもつていかないといけないというように、ことをちよつと注意してございしますが、特に都道府県同士グループを組むというように、場合におきましては、特にその考え方をうまくまとめなければならぬというように、を書いておいてございします。

それから三ページのところでございしますが、先ほどちよつと申し上げましたように、「都市計画の調査」ということでございまして、これはかなり新しい都市計画法の中で重要な役割を占めることと思ひますが、五年ごとに基礎調査をいたしまして、そして実態を十分把握した上であらためて再検討する資料を得るという内容のものでございします。大都市地域のほうにおきましては、こういった調査が特に重要な役割を果たすことになるかと思ひます。

それから三の「市街化区域・市街化調整区域の設定」というところでございしますが、これは四ページの二行目まではこの前お出しして御説明いたしましたので略させていただきます。

それから四ページの上のほうの三行目の(2)のところでございしますが、「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発、保全の方針」という項目でございしますが、これは都市計画法の第七条の四項に規定がございまして、都市計画を定める場合に都道府県知事が定める重要な都市計画の内容になつておりますが、市街化区域と市街化調整区域の整備、開発、保全の方針をまず定めて、その基本的な方針のつとめて具体的な都市計画を推進していく、こういうような内容になつております。

ので、そういった内容をどういふ方に方針としてきめていくかということを書いてございします。それから五ページに進めさせていただきますと、土地利用であるとか交通であるとか緑地、住宅の建設、生活環境の整備、都市防災対策等、あるいは市街地の開発及び再開発、こういった内容のものを十分整備、開発、保全の方針の中に盛り込むようにということでございします。それからいろいろ書き方等につきましての注意書きを⑤の型式をどういふにするか、あるいは土地利用、骨格的施設をどういふに考えてそれを方針の中に盛り込むか、それから市街地開発事業をどういふに扱っていくかというように、内容のものをかなり事務的にまとめておりますが、省略させていただきます。

それから七ページのところは、これは全部この前お出ししたまはして御説明いたしましたところでございします。略させていただきますが、市街化区域の設定の方法をどうするかということで、これは都市計画法にきつて重要な内容になつておまして、先般かなり詳しく説明させていただきました。八ページ、九ページは全部先般御説明いたしましたので飛ばさせていただきます。

一〇ページに進ませていただきますが、(5)の「農林漁業との調整」ということでございします。この項におきましては、すでに農林省の農地局のほうからのまとめで、「都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域の区分と農林漁業との調整措置等に関する方針(案)」としての資料がございまして、これが固まる前に農林省と具体的な考え方をまとめたものでございまして、全く思想的には一致した内容でもあり、この農林漁業からの資料が最終的に固まったものとして御了解いただければよろしいかと思ひます。それから一ページ、一二ページのところも、全部農林省のほうの方針の中に盛り込まれておるはずでございします。

それから一三ページ、「区域区分の具体的進め方——具体的調整方法」ということで、これもきつめて事務的な内容を書いておきますが、これは県にとりましては非常に大事なことでございまして、県内における調整方法をどういふにしていくなか、それから県内で調整を終わりましたときに建設省との事前協議をどういふにしていくなか、固め方をいろいろ説明した内容でございします。特に、こういった関係各省にも説明していろいろ協議をしなければならぬ内容のものでございします。で、大体二万五千分の一から五万分の一程度の図面で固めていくというように、書いておいてございします。

それから一四ページのところでございしますが、「公聴会等による住民の意見聴取及び市町村の意見聴取」、この点が先般足鹿委員のほうからの疑問の点として出されたところでございまして、特に何のところでございしますが、「市町村との事前の調整と併行して公聴会の開催その他住民の意見を反映させるための手続を行なう。この場合、提示する内容は②における各省庁協議と同程度の精度のものとする。」、これは実は、公聴会を開催いたしまして、そして具体的にその都市計画の方の立場からいろいろ相談をする、意見を調整するということとございします。で、そういった内容がそごいたしまして、非常に内容的にも、両者が一致した内容で下から上まで通して、そして内容的に十分理解をしていただく必要があるというところで、関係各省の協議と同じ内容のものでこれを調整のための一つの材料として使わせていただく。ただこの場合に、そういう同じ精度のものでありますけれども、具体的に住民の場合にはもつと個人個人の権利義務に關係したような内容の精度のもつと高いものを示したらどうかというふうなことはなからうかと思ひます。で、そういった場合には別に具体的な案がございまして、個々の権利義務に關係したような場合には具体的な協議が別に手続としてございします。

その際にはかなり詳しいものが、個々人の権利義務に關係するような内容が示されるということとございまして、この場合とは別の問題になるであらうというふうに考えておるわけでございます。それから建設省との事前協議の②のところを書いておいてございしますが、できるだけ農林省との関係の調整に重点を置いた書き方をしております。協議は十分慎重に進めていきたいというように内容を書いておるわけでございます。

それから⑤の「法定手続」、これは法律の手続ができるだけ明確になつてなければならぬ内容のものがかなりございします。で、法定手続の順序、仕組みというように形を説明いたします。一五ページのところをごらんいただきますと、具体的な案ができるプロセスを图表にして示しておいてございします。市街化区域内の人口とか面積とか、そういうような内容を勘案していろいろ企画部とか農林部とかの調整を終えてそして土木部案を固めて、そしてその内容を、市街化区域の設定の具体案を作成して、そしてその公聴会等による住民の意見を聴取する、その間におきまして点線が書いておいてございしますが、十分これは具体的な法定の手続ではありませんけれども、特に市町村の意見の聴取あるいは市町村の審議会というように形を十分活用して、具体的な案の作成に万全を期するようにというところで、右のほうには農林省との関係とか、その他の関係省庁との事前協議をまず第一にやり、それが済みましてから事前協議を農林省に進める。

【理事宮崎正雄君退席、委員長着席】
それからさらにそれがまとまりましてから公告及び案の縦覧というように、これに対する個々の関係者から意見書の提出を求めて、そしてそれでまとまったものを都市計画地方審議会に付議いたしまして、そしてこれを大臣の認可にもつていく。大臣の認可の際には必ず農林省に協議し、通産、運輸に対しては意見を聞く、そういうような過程を経まして、そして大臣の認可を経まして都

市計画の決定をするというプロセスを示したわけ
でございます。

それから一六ページのところでございますが、
これは「都市計画の決定の手続と具体的進め方」
でございますので、これも全く事務的な注意事項
でございます。

次の「公聴会説明会等住民の意見の反映」とい
うところで、これも先般足尾委員から質問のござ
いまして、ちょうど①の中ほどでございます
ますが、「必要があると認める場合」ということが
疑問の点であったように思いますので、このこ
こで御説明しておきますが、都市計画区域全体の
将来像に関する基本的な事項であるとか、大部分
の住民に影響を与えるようなもの、こういうよう
なものに関する都市計画につきましては、これは
都市計画区域であるとか市街化区域であるとか市
街化調整区域に関する都市計画、こういったもの
がこれに当たるわけでございますが、こういう案
を作成しようとする場合にありましては、その案
を作成しようとするものが当該案件に関する重要
事項について直接住民の声を聞くことが大切であ
りまして、適正な都市計画の案を作成するために
どうしてもこれが必要である、こういうふうにと
断したときに、これをうまく運用していくように
という内容のものでございまして、できるだけこ
れは住民の意思を尊重する立場において必要があ
ると認めるときは積極的に公聴会等を活用するよ
うに、こういう趣旨のものでございまして、
それから一七ページに進んでいただきますと、
(3)のところでございますが、「市町村都市計画と
議会との関係」ということで、これも議会の意思
を反映させることのために議会の議決が必要かど
うかという点について多少の疑問があらうよう
でございますが、これは当然議会の議決をする
ということになりましたらかなり一定の要式行
為を要することでもございまして、やはりこれは問
題を美観的によく市町村の内容、意思というものを
正確にキャッチすることができさすれ
ばよろしいわけで、特に議決に法律のほうでもか

かわらしていいないという内容でございま
すので、特に議決は必要ないぞということを注意
したものでございます。

それから一八ページのところで、これは都市
計画で「都市計画制限」の内容のことをずっと書
いておいてございまして、いろいろ都市計画の制
限をいたしました際に、五十五条の建築の禁止を
いたした場合には、五十六条の土地の買取り請求
権の発動のしかたとか、あるいは五十六条によ
る先買権の発動内容、そういった点についてか
なりこまかいことを書いておいてございまして、
そういう内容のものを書いたものでございま
す。

それから一九ページのところで「風致地区の方
針」ということでございまして、風致地区というこ
とに対する取り扱い方には、十分都道府県の条例
でもって規制をし、風致の保存につとめてまい
たのでございまして、さらに風致地区の方針につ
きましては、都市計画の中でも重要な施設になる
というところで、十分注意して都道府県知事がこれ
を具体的に取り扱っていくというようにことにし
よう。したがって、工作物の関係であるとか、宅
地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
等の問題について、あるいは木竹の伐採等につ
いて、あるいは土石類の採取等につきましては、い
ろ注意しなければならぬことをずっと二〇ペー
ジに書いておいてございまして、
それから二一ページのところは風致地区内の許
可基準はどういうふうにするかということを表に
しておいてございまして、

それから二二ページのところで「市街化区域
の整備の具体的方針」というところの説明でござ
いまして、この市街化区域内の整備を具体的に進
めるにあたりましては、土地地区画整理事業の実施
がきわめて重要でございまして、その前提とい
たしまして調査を十分していかなければならぬとい
うことを書いてございまして、まあここでの土地
地区画整理事業の実施のためのいろいろな進め方、補
助金の内容等を示したものでございまして、

それから、特に「市街化区域の整備のための財
政措置」ということで二三ページに書いておいて
ございまして、特に市街化区域の整備のために
かなりはつきりした財政措置をとっていかなくれ
ば、これからの都市計画の整備は十分やっ
けないという観点でございまして、大抵昭和四十
六年から五十五年の十年の間にどのくらい金額が
必要とされるだろうかというのを試算した内容
でございまして、全体として政府投資が二十一兆
円ぐらい要するのではなくて、より大きな試算を
いたしまして、その内訳を書いておいてございま
す。大体二十一兆円という金額はかなり大きいよ
うな内容にとられておりますけれども、大抵いま
までのGNPの伸びが一〇〇程度のときに、都市
計画関係事業費が二〇〇程度の伸びを示して
おります。したがって、大抵今後GNPの伸びが
八ないし九・八程度になりますから、四十四年度
の伸び率が九・八程度でございますから、大体八
割の伸びでいって場合には都市計画関係事業
費を大体一六〇〇くらい伸びるだろう、こういう試
算をいたしまして、この分でございますと大体二
十一兆円くらいの財政措置の裏づけができるん
じゃないか、こういうような考え方でまとめてお
いてございまして、

それから、二四ページの最後の「税制上の措置
等」のところでございますが、特に所得税、法人
税等の関係についてかなり内容的に変わった点が
ございまして、説明をいたしておいてございま
す。

特に二七ページの(2)の「都市計画税」というと
ころであります。都市計画税は毎年大体三三億
ないし四四億程度の税金がいま横算されてお
りますが、この税率の引き上げ及び区域区分と課税
の対象区域をどうするかというふうなことで、税率
の引き上げの問題もありませんが、特に都市計画税
の関係につきましては、いろいろ税率の変更とい
うより、むしろ対象の資産の評価額の評価がえ
というような問題がございまして、四十五年度に
おきましては一応そういう問題で処理していこう

という内容のものを書いておいてございま
す。

それから固定資産税のところでございまして、
「介在農地の課税」というようなことで、特に都
市計画区域内において農業をやっておる場合に、
市街化区域に入ってしまったら固定資産税をどん
どん上げるのではないかと、こういうような心配を
している向きが非常にあるわけでございますが、固
定資産税の課税のしかたというよりなことに、こ
れは国会等で答弁もございましたし、自治省等
の答弁もあつたわけでございますが、そういう点
について自治省で十分検討して、特に均衡ある課
税のしかたをすることを検討しておるというよう
な内容を書いておいてございまして、

それから宅地開発税というところで、これは足
委員のほうからちょっと宅地開発税という問題に
ついての御疑問があらうのでございまして、
これはことしから地方税法の一部改正がござ
いまして、宅地開発税というのが創設されるこ
とになったわけでございますが、これは市街化区域
において行なわれるところの宅地開発に伴いま
して、必要な公共施設の整備に要する費用に充
てるための財源を、これは市町村が条例で定める
ところによりまして宅地開発税が課せられるよう
にしようというところで、すでに地方税法の改正がな
されておるわけでございます。

それから二八ページのところで、地価公示制度
というので、現在地価公示法案という形で法案が
審議されておりますが、そういう関係についての
概要を説明したものでございまして、

それから二八ページの最後で、「新法施行に伴
ない増大する財政需要に対する措置」ということ
でございまして、これも地方交付税の中に、都市
計画行政を推進するために必要な経費を十分盛り
上げるようにするために、交付税の内容を変える
というふうなことになるわけでございまして、
大体以上のようなことでございまして、きわめ
て飛び飛びでおわかりにくかったと思いますが、

以上をもつて資料の説明を終わらしていただきます。

○委員長(任田新治君) ただいまの説明に対してこの際質疑のある方は御発言を願います。——別に御発言もないようですので、この程度にとどめ、本案についての質疑は後刻にいたすことにいたします。

○委員長(任田新治君) 委員の異動について報告いたします。

本日、岡田清充君が委員を辞任され、その補欠として小林国司君が選任されました。

暫時休憩いたします。

午前十一時十七分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

五月十六日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(第四四三七号)(第四四五二号)(第四四五四号)(第四五九号)(第四四六〇号)(第四五一七号)(第四五三八号)(第四五四八号)(第四五五九号)(第四五八六号)(第四五八七号)(第四五八八号)(第四五八九号)(第四六四〇号)(第四六七五号)(第四六七六号)(第四七三三三号)(第四七三五号)(第四七三六号)
- 一、国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(第四四三八号)(第四四七四号)(第四四七五号)(第四五一八号)(第四五三六号)(第四五三七号)(第四五四九号)(第四六二一号)(第四七三七号)
- 一、農業者年金制度確立に関する請願(第四四三九号)(第四四六一号)(第四五一九号)(第四五五八号)(第四六四一号)(第四七三八号)
- 一、農地法の一部改正案成立促進に関する請願(第四五三三三号)

第四四三七号 昭和四十四年五月一日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 長崎県北高来郡小長井町小長井町農業委員会内 吉川敏隆外三十九名

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四四五二号 昭和四十四年五月一日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(十二通)

請願者 奈良県宇陀郡大宇陀町大宇陀町農業委員会内 霜永竹治郎外三百八十四名

紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四四五四号 昭和四十四年五月一日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 石川県鹿島郡能登町能登町農業委員会内 中谷内忠治外三十九名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四四五九号 昭和四十四年五月二日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 長崎県北高来郡飯盛町中山名六〇七飯盛町農業委員会内 山口茂樹外三十九名

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四四六〇号 昭和四十四年五月二日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(六通)

請願者 広島県御調郡久井町久井町農業委員会内 崎原嘉折外百五十七名

紹介議員 重政 庸徳君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四五一七号 昭和四十四年五月六日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 長崎県北高来郡森山村森山村農業委員会内 橋村若雄外四十名

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四五三八号 昭和四十四年五月六日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 和歌山県那賀郡岩出町岩出町農業委員会内 赤井正晴外二十四名

紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四五四八号 昭和四十四年五月六日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 大分県大分郡湯布院町湯布院町農業委員会内 岩男頼一外十六名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四五五九号 昭和四十四年五月七日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 長崎県上県郡上対馬町大字比田勝上対馬町農業委員会内 小島喜太郎外四十名

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四五八六号 昭和四十四年五月七日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 徳島県名東郡佐那河内村佐那河内村農業委員会内 西岡勝文外十一名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四五八七号 昭和四十四年五月七日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 北海道十勝郡浦幌町字合流浦幌町農業委員会内 谷田健児外九名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四五八八号 昭和四十四年五月七日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(八通)

請願者 鹿児島県薩摩郡北郷町北郷町農業委員会内 森善吉外四百六十六名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四五八九号 昭和四十四年五月七日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(九通)

請願者 広島県安佐郡高陽町高陽町農業委員会内 山村弘外二百四十九名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四六四〇号 昭和四十四年五月八日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 長崎県上県郡峰村大字三根峰村農業委員会内 阿比留政治郎外三十九名

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四六七五号 昭和四十四年五月八日受理
農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 北海道亀田郡七飯町字中島一四七飯町農業委員会内 池田常吉外十二名

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四六七六号 昭和四十四年五月八日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 徳島県三好郡三好町大字足代一、

八四〇 三好町農業委員会内 三

好芳邦外四十名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四七三四号 昭和四十四年五月八日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 徳島県麻植郡鳴島町森藤一、〇六

六ノ二鳴島町農業委員会内 川端

武夫名二十四名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四七三三三号 昭和四十四年五月八日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（二通）

請願者 石川県羽咋郡富来町富来町農業委

員会内 金谷芳雄外六十九名

紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四七三六号 昭和四十四年五月八日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（五通）

請願者 愛知県西春日井郡春日村字宮重春

日村農業委員会内 加藤春雄外百

二十六名

紹介議員 森 八三二君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第四四三八号 昭和四十四年五月一日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 長崎県大村市宮代郷九三七六村市

農業委員会内 森己代治外三十九

名

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四四七四号 昭和四十四年五月二日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願（四通）

請願者 北海道白老郡白老町白老町農業委

員会内 阿部春雄外八十四名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四四七五号 昭和四十四年五月二日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願（六通）

請願者 宮崎県児湯郡都農町北新町 長友

俊明外百九十三名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四五一八号 昭和四十四年五月六日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願（五通）

請願者 千葉県君津郡天羽町天羽町農業委

員会内 飯田源二外百五十五名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四五三六号 昭和四十四年五月六日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願（十通）

請願者 宮崎県東諸県郡高岡町大字内山

二、八六九 吉田平外二百二十八

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四五三七号 昭和四十四年五月六日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願（五通）

請願者 和歌山県東牟婁郡本宮町本宮町長

野下純三外百九十六名

紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四五四九号 昭和四十四年五月六日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願（四通）

請願者 大分県日田郡前津江村前津江村農

業委員会内 長谷部馨外百一名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四六二二号 昭和四十四年五月七日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願（六通）

請願者 和歌山県小松原通一ノ一和歌山県

農業委員会内 東方昌夫外百二十三

名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四七三七号 昭和四十四年五月八日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願（四通）

請願者 三重県阿山郡阿山町阿山町農業委

員会内 木津八右エ門外百六十二

名

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第四四三九号 昭和四十四年五月一日受理

農業者年金制度確立に関する請願（二通）

請願者 茨城県稲敷郡東村下須田 北見清

外二千四百十二名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四四六一号 昭和四十四年五月二日受理

農業者年金制度確立に関する請願（二通）

請願者 茨城県結城郡石下町大字本石下

二、〇六七 斎藤利一郎外二千百

十六名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四五一九号 昭和四十四年五月六日受理

農業者年金制度確立に関する請願（二通）

請願者 茨城県稲敷郡江戸崎町小角 桜井

鈴一外二千五百四十五名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四五五八号 昭和四十四年五月七日受理

農業者年金制度確立に関する請願（二通）

請願者 茨城県結城郡千代川村田下一五五

山中新平外二千八百八十二名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四六四一号 昭和四十四年五月八日受理

農業者年金制度確立に関する請願（二通）

請願者 茨城県久慈郡水府村下高倉 豊田

三郎外千九百八十六名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四七三八号 昭和四十四年五月八日受理

農業者年金制度確立に関する請願（四通）

請願者 茨城県鹿嶋郡鹿嶋町瓜木二七〇

君和田隆一外三千二百四十五名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第四二四一号と同じである。

第四五三五号 昭和四十四年五月六日受理

農地法の一部改正案成立促進に関する請願(三通)

請願者 熊本県菊池郡七城町大字砂田一、

四五七 七城町自作農協会内 古

田愿外三千三百九十名

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第二三一七号と同じである。

第十三号中正誤

ページ 段 行 誤

一 三 末 震動

二 二 終わり 伐木造材夫、

三 一 三 罷病

振動 正

伐木造材夫が

罹病

昭和四十四年五月二十六日印刷

昭和四十四年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局